

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
職 種	チーム型学校補助員（特定業務職員）
採用予定人数	3 名
従事すべき業務の内容	複数名で教育活動サポートチームを構成し、配置校及び周辺校の環境整備、施設管理業務、事務作業等の補助を行う。
応募資格	次に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、地方公務員法第 16 条各号及び学校教育法第 9 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳（等級が 1 級から 6 級までのものに限る。）の交付を受けている者 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 また、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、学校補助員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1 週間につき 30 時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	・報 酬：技能労務職員の給与に関する規程（昭和 32 年訓第 1367 号）別表第 1 技能労務職員給料表 1 級 1 号給から同表 1 級 9 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 154,395 円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

電話による応募（土日・祝日を除く 8 時 30 分～16 時 45 分）

TEL 089-979-2211 愛媛県立松山聾学校 担当：橋本